

令和5年 第8回白石町農業委員会臨時総会議事録（閲覧用）

1. 開催日時 令和5年7月20日（木） 午前9時00分～午前11時02分
2. 開催場所 白石町役場3階大会議室
3. 出席委員（35人）

1番 木下善明 委員	2番 松尾貴江 委員	3番 大曲弥素男委員
4番 大串 勝 委員	5番 川崎勝巳 委員	6番 岩永政幸 委員
7番 土井哲夫 委員	8番 溝上博信 委員	9番 香月伸幸 委員
10番 橋本重吉 委員	11番 中村康則 委員	12番 溝口 昇 委員
13番 江頭浩二 委員	14番 淵上 誠 委員	15番 江口和広 委員
16番 川崎照子 委員	17番 川崎敏幸 委員	18番 香月幸雄 委員
19番 前田則尋 委員	20番 松尾利助 委員	21番 満田直昭 委員
22番 久原一義 委員	23番 久原 勤 委員	24番 前田達雄 委員
25番 筒井恒司 委員	26番 池上勝文 委員	27番 古賀茂昭 委員
28番 藤井啓二 委員	29番 一ノ瀬美佐子委員	30番 橋口 均 委員
31番 外尾美津子委員	32番 吉原春樹 委員	33番 岩石 学 委員
34番 山崎三智治委員	37番 片淵久司 委員	
4. 欠席委員（2人）

35番 生島義明 委員	36番 片淵秋正 委員
-------------	-------------
5. 辞令交付式
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 (1) 白石町農業委員会会長の互選について
 - (2) 白石町農業委員会会長職務代理者の互選について
 - (3) 議席の決定について

業務連絡事項

 - (1) 農業委員会事務局職員の紹介
 - (2) 配布物の確認
 - (3) 農業委員報酬等支払明細
 - (4) 農業委員報酬等の払込先について
 - (5) 委員の会費徴収に関する事項（内規）
 - (6) 農業委員及び事務局職員の慶弔に関する事項（内規）
 - (7) 農業委員会の基礎知識
 - (8) 第9回農業委員会総会の日時及び場所
 - (9) 欠席、遅刻の連絡について
 - (10) 総会時の服装について
 - (11) 農業委員活動記録簿について
 - (12) 個人情報保護について

(13) その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原正好 課長補佐兼農地農政係長 石田善人
農地農政係長 岩永 崇
農地農政係 前山仁美 相浦崇祥 香月麻里 馬渡奈美

8. その他出席者

白石町長 田島健一 総務課長 中村政文 総務課長補佐 小野 勉
総務係長 山崎斉子

9. 会議の概要

(辞令交付式)

総務課長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、白石町農業委員会委員の辞令交付式を行います。本日の辞令交付式の進行をさせていただきます総務課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

辞令交付にあたりまして、本来ならば委員お一人お一人に交付すべきところですが、時間の都合上、代表で大曲弥素男様に交付させていただきます。

なお、他の委員の皆様につきましては、後ほど農業委員会の事務局のほうからお渡しをさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大曲弥素男様、前のほうにお願いします。

(大曲弥素男様へ辞令交付)

総務課長 それでは続きまして、田島町長がごあいさつを申し上げます。

町長 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ともに大変お忙しい中にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

農業委員の皆さんには、地域の農業者、住民の代表として3年間の任期ではございますが、白石町農業の活性化に向けた活動にご尽力いただきます。よろしくお願い申し上げます。

平成28年の農業委員会に関する法律の一部改正によりまして、議会の同意を得て町長が任命する形となりました。今回、37名の方をお願いをするわけでございます。しかし選任の方法は変わりましたが、皆様方は地域の方々より推薦を受けられており、地域の代表として業務にあたってください。

地域の農業事情に精通された皆様方には担い手への農地集積や集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などを推進し、農業者の高齢化や担い手不足など、重要な課題に取り組んでいただきたいと思います。

特に、農村地域におきます高齢化の進行や人口減少により、農業従事者の減少や、耕作放棄地が拡大し地域の農地が適切に利用されなくなることが、全国的にも懸念をされております。農地を農地として利用されるよう農地の集積、集約化等にむけた取り組みを加速化することが、近々の課題ではないかというふうに思っております。

このようなことから、地域での話し合いにより、地域が目指すべき10年後の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和7年の3月までに、策定することが、法律によって義務づけられました。農業委員の皆様にも、計画策定おいてご尽力をお願いすることになろうかと思っております。よろしくお願いをいたします。

また、農業委員の仕事というのは農地の問題だけに留まらず、広く町政全般についても様々な相談にも対応していただくこともあろうかと思えます。農業農村のかたちが時代とともに変わってまいりましても、白石町の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」を未来へ引き継ぐことは我々の役目であると思えます。

最後になりますが、白石町農業がますます発展していきますよう、皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げましてあいさつとさせていただきます。

3年間どうぞよろしく願いいたします。

総務課長 それではこれもちまして白石町農業委員会辞令交付式を終わらせていただきます。

なお、田島町長と総務課の職員は、ここで退席をさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

(町長以下総務課員退出)

事務局長 おはようございます。農業委員会事務局の事務局長をしております久原と申します。本日は、よろしく願いいたします。

ただいまより、農業委員会臨時総会を開催いたします。

受付で交付しました仮議席の番号を書いた名簿をただいまお配りしました。委員の皆さんの名前のご確認をお願いいたします。

それでは議事に入りますが、審議・進行の議長の選出につきましては、白石農業委員会会議規則、第4条の2に規定で、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」ということになっています。今現在会長は不在でございます。会長が決定するまでの臨時議長につきましては、この場合のやり方といたしましては、地方自治法第107条の定めがありまして、本日、出席委員の中から最年長の方を臨時議長として選任することにしたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、最年長の方を臨時議長として選任し、農業委員会の会長の互選を行っていくということになります。

事務局のほうで、年齢を調べさせていただいております。該当される年長者の方は、〇〇委員であります。本日の臨時議長を務めていただきたいと思います。

それでは、〇〇委員、議長席にご登壇をお願いいたします。

本日、生島義明委員、片瀨秋正委員から欠席の届け出がっております。

出席委員は37名中35名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、議事について、よろしく願いいたします。

(臨時議長 登壇)

臨時議長 皆さんおはようございます。ただいまご紹介いただきました〇〇でございます。会長の互選が終わりますまで臨時議長の職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

= 日程第 1 =

臨時議長 本日の議事日程について、お手元に配布しているとおりです。各自、確認をお願いいたします。

それでは、日程第 1.「議事録署名委員の指名について」を議題として、議事録署名委員の指名をします。

お諮りします。会議規則第 18 条第 2 項の規定により、議事録署名委員として、江口和広委員と岩石学委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 ご異議ないものと認めます。よって本日の議事録署名委員に江口和広委員と岩石学委員を指名いたします。

= 日程第 2 =

臨時議長 それでは、日程第 2.「農業委員会会長の互選について」を議題として、事務局に説明を求めます。よろしく申し上げます。

事務局長 ご説明いたします。会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項に規定がありまして、「会長は委員が互選した者を以て充てる。」とされております。なお、会長の職務について申し上げますと、会長はまず合議体である農業委員会の事務を総括・整理し、外部に対して農業委員会を代表する責任を負う者でございます。さらに農業委員会の会議の議長は、会長が務めることとなっております。

また、職員に対する指揮命令権、会議の招集権、議事についての可否同数の場合における採決権など法令の定めによって付与されております。

そこで、この互選という意味でございますけれども、本日出席された委員の誰もが被選挙人となり得て、相互の選挙をするということになります。

互選のやり方といたしましては、白石町農業委員会選挙事務取扱事務規程に準じて「投票によるもの」と、もう 1 つ、地方自治法第 118 条の規定による「指名推選」の 2 つの方法がございます。ただし、指名推選の場合には、出席委員全員

の同意が必要となっております。従いまして、この全委員の同意がない互選は、投票によることとなります。

以上で説明を終わります。

臨時議長 ただいま、事務局より互選の方法について説明がありましたが、何かご質問ありませんか。

仮○番 仮○番〇〇です。先ほど、全員と言われましたが、欠席の方がいらっしゃいます。そこら辺の説明はどのようなのでしょうか。

事務局長 農業委員会法によると、出席委員となっております。

仮○番 欠席の方はダメということですね。わかりました。

仮○番 仮○番の〇〇ですけれども、今回、互選という形を取られるわけですよね。

事務局長 はい。

仮○番 今、農業委員会の規定にということではなく、議会の規定を採用されましたよね。互選規定は、農業委員会で作っていないわけですよね。

もう1つ、定足数についての定義がなされていますかということ。互選の場合は、被選挙者全員が、選挙権を持つということになります。ですから、欠席者の場合でも、その機会を与えています。たぶん、そうだったと思います。それを、例年、この農業委員会では採用されていません。ですから、全員が全員をもって会長を互選するというのであれば、指名でのやり方も考慮するべきではないかというふうに思います。

そういう規定がないのに、互選をやっていくというのは、今後に禍根を残すという形になろうかと思えます。

その辺は、事務局として明確に整理をされて、今回の互選のあり方についても、明快な議事録を残すという形でお願いします。

互選定数がないということは、全員が参加できるという枠組みを持っているということ。

事務局長 お答えします。まず、農業委員会等に関する法律によりまして、会長は、委員が互選した者をあてるというふうに、法律で書いてございます。

その方法、互選のやり方としましては、先ほども申し上げました投票によるものと、地方自治法第118条による指名推選の2種類がございます。という事は、互選と申し上げましたが、投票による選挙によるものか、または、全員の同意を得てなされるものがございます。

仮○番 だから、先ほど申しましたように、総会において、選挙にするのか、指名投票にするのかの決議をやらないと、たぶん、先に進めないだろうなということを、言っている話です。

事務局長 はい。先ほど申し上げた2つのやり方がございます。

これから、投票によるものにするのか、指名推選によるものにするのか、皆様のご意見をお諮りしたいと思います。

臨時議長 皆さんの意見をどうぞ。

仮○番 仮○番の○○です。私、初めてお世話になるわけですが、会長を選ぶというのは、非常に大きな問題だろうと思っております。

従来、何回も改選期というのはあったと思います。そういう場合の前例とか、どういうやり方があったのか、そういうものも少し話していただいたほうが、我々、全然予備知識がございませんので、少し教えていただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

事務局長 前回の令和2年の改選の場合のお話をいたします。前回、指名推選を委員のほうから出されて、投票によるもので会長を決めていただきました。

副会長につきましては、このあと、一緒の例によって選んでいただくわけですが、前回は、お一人で同意を求めて、全員同意をされた流れでございます。

その前につきましても、お一人だったので、全員の同意だったのではなかったのかなということで、承知をしているところでございます。

ですので、会長の互選について前回は、選挙によるもので、ご発言をいただいてということで、なりました。

流れを申し上げますとこの後、指名推選をされるか、もしくは、自薦等で立候補されるのか、そういった方々を募りながら、皆様の承認等を得た後に、暫時休憩をいたします。その休憩中に所信表明をしていただきます。所信表明をしていただいたあとに、会議を再開いたし、投票という流れでございます。以上です。

仮○番 わかりました。

選挙ということであれば、自薦他薦を問わず、誰かが立候補されるとなるわけですね。

事務局長 はい。

仮○番 そのとき、例えば、立候補する人が1人だったとなると、あくまで、選挙で選んだということになるわけですか。

事務局長 互選の方法を選挙によるものにされるということで、皆様方お一人でも投票、

それを承認されれば、選挙になるということでございます。選挙は過半数以上の賛成あれば議決となります。

仮○番 過半数というのは、今日の出席議員の過半数ということですか。

事務局長 そうです。

臨時議長 それでは、指名推選にするか、投票にするかということをお諮りしたいと思いますので、指名推選に賛成のかた、挙手をお願いします。指名推選でいい方は、挙手を。

(3名挙手)

臨時議長 ありがとうございます。選挙に賛成のかた、挙手をお願いします。

(賛成多数)

仮○番 少しいいですか。誤解されているのではないかと思うのですが、指名というのは、ここに出席されていない方の話をしているわけですから、ここでは、できないわけですね。回を改めないといけない。ここでやるのであれば、選挙しかないということですね。

事務局長 指名推選の場合、ここでお諮りした理由ですけれど、欠席委員につきましても、指名もしくは立候補は可能でございます。ただし、投票につきましても、本日、出席された委員で投票をするということでございます。

(質問、意見なし)

事務局長 ただいまから、会長選挙に係る所信表明に移りたいと思います。なお、所信表明につきましては、この後の休憩時間に行います。

今回、会長選挙に係る所信表明をする方は、申出をお願いします。または、推薦等お願いしたいと思います。

仮○番 仮○番〇〇です。私、2期させてもらったのですが、今までの経験とか、実績を含めて、仮○番の〇〇さんを推薦したいと思います。

仮○番 仮○番の〇〇でございます。私は、〇〇委員を推薦いたします。その推薦の理由といたしまして、簡単に3つほど申し上げたいと思います。

〇〇委員は、30年、農業委員として、地域の振興であったり、農業者の指導であったり、また、農地を守るというようなことで、30年間務めてこられた実績が

ございます。

また、二番目して、非常に人間性が豊かでございます。親切で、信用もあり、また、仁義も大事にされる〇〇さんでございます。

三番目に昨今、耕作している農地が放棄されて、荒地になっているというような状況でございます。そういう状態の中に、〇〇委員は、積極的にその防止策を活動されてきております。

そういう事で、〇〇さんを今回、推薦をさせていただきます。
よろしく申し上げます。

事務局長 ほかにございませんか。

仮〇番 仮〇番の〇〇です。私は新拓におり、〇〇さんに色々な相談をしていて、人の話を十分聞いてくれる人だと思います。地区の人の人望もあり、30年も頑張っていたいただいた方なので、今回ぜひ会長にと思っています。

事務局長 ただいま、仮議席〇番、〇〇委員、仮議席番号〇番、〇〇委員の指名推薦がございますが、ほかに、立候補または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

(立候補・推薦なし)

臨時議長 互選の方法については、投票によるものといたします。
それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

(〇〇委員、〇〇委員 2名から所信表明)

臨時議長 会議を再開します。会長の選挙を行います。選挙は投票で行います。ただいまの出席委員は 35 人です。

次に立会人をお諮りします。白石町農業委員会選挙事務取扱規程第 6 条の規定により、立会人に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の 3 人を指名したいと思います。
異議ありませんか。

(異議なしを確認)

臨時議長 「異議なし」と認めます。

よって、立会人に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の 3 人を指名します。

臨時議長 投票用紙を配ります。投票は、単記無記名でお願いします。

(投票用紙の配布)

仮○番 仮○番○○です。確認ですが、お二人の名前を例えば、苗字あるいは下だけとかでも、それは、投票用紙として受付けますか。

間違いなく書いていなければダメなのか、わかる程度でいいのか、そこら辺の確認する時の業務。

臨時議長 事務局に説明させます。

事務局長 お答えします。先ほど、会長選挙は、所信表明をした委員以外にも投票できるようになっています。という事は、苗字が複数名いらっしゃるというところでの、苗字のみの記載につきましては、有効になります。ただし、按分ということになります。

臨時議長 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「配布漏れなし」を確認)

臨時議長 「配布漏れなし」と認めます。

臨時議長 投票箱を点検します。

(事務局で、投票箱の点検)

臨時議長 点検が終わりましたので、「異常なし」と認めます。

事務局長 ご記入済みでしょうか。

臨時議長 ただいまから、投票を行います。職員が案内します。

(投票。臨時議長も最後に投票)

臨時議長 投票漏れは、ありませんか。

(「投票漏れなし」を確認)

臨時議会 「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。

臨時議長 開票を行います。
○○委員、○○委員、○○委員は、開票の立会をお願いします。

(開票、事務局はカラの投票箱を臨時議長及び委員に見せる。)
(立会人が仮議席に戻るのを確認)

臨時議長 選挙の結果を、事務局長に報告させます。

事務局長 投票総数 35 票

有効投票 35 票、無効投票 0 票です。

有効投票の内、「〇〇」17.5 票、「〇〇」17 票、「〇〇」0.5 票。

以上のとおりです。

小数点以下の分をご説明いたします。フルネームで書かれた票につきましては、「〇〇」、「〇〇」とも 17 票、「〇〇」と苗字だけ書かれた票 1 票、つまり、「〇〇」と「〇〇」が同姓ですので、0.5 票ずつの按分票となります。以上です。

仮〇番 質問いいですか。仮〇番の〇〇です。

先ほど、報告があった「〇〇」さんは、今日、欠席ですね。欠席者を投票するというのは。

事務局長 選挙前に申し上げました。欠席者についても、推薦なり、自薦なり、その選挙対象になるということでございます。

また、委員につきましては、すべての方が互選という取扱いになりますので、その部分につきましては、有効でございます。

ただし、投票はできないということでございます。以上です。

臨時議長 すみません。暫時休憩します。

(休憩)

臨時議長 ただいまより、会議を再開します。

前の結果で、投票の結果のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

ただいま、会長に当選された〇〇委員が議場におられます。

白石町農業委員会選挙事務取扱規程第 7 条の規定により当選の告知をします。

〇〇会長、会長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

(臨時議長は、仮議席に戻り、会長は、議長席へ)

事務局長 それでは、会長の互選が終了いたしました。〇〇委員が会長に決定されたわけでございます。引き続き、議事日程 3 に入ります。その前に〇〇会長よりごあい

さつをお願いします。

会長 非常に接戦ということで、これを肝に、私も3年間頑張っていきたいと思っております。

先ほど、申しましたように、私も、皆さんがたが、現場で、農業委員会の農業委員の活動がしやすいような農業委員会に持っていきたいと思っております。

どうぞ、3年間よろしくをお願いします。

事務局長 それでは引き続き、議事を進めていきたいと思えます。

議事につきましては、会長の職務の中でも申しましたとおり、農業委員会会議規則第4条の2の規定によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

＝ 日程第3 ＝

議長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたとおり、今後の議事については、私が進めさせていただきます。

早速ですが、日程第3.「農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 会長の職務代理者の互選につきましても、会長の互選と同じように農業委員会等に関する法律第5条第5項によりまして、「会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」となっております。副会長、会長の職務代理者につきましても、会長と同じような選出方法ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたが、会長職務代理者についても会長互選と同じように「投票」にするか、「指名推選」のいずれかによるかお諮りします。どのような方法で実施いたしましょうか。

仮○番 議長。仮○番の〇〇です。今、事務局の説明がなされましたけれども、今回の会長の職務代理者の選任につきましては、私としましては、会長の指名推選による選任としていただきたいと思います。以上です。

議長 ただいま、仮○番の〇〇委員のほうから、職務代理者は、会長の指名推選にしたかどうかというような提案がございました。

お諮りします。「指名推薦」により選出することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 それでは、指名推選ということで、私から指名をしたいと思います。
〇〇委員を指名したいと思うのですが、いかがでしょうか。

(拍手多数)

議長 はい、ありがとうございます。
拍手ではなく、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、〇〇さんを指名します。ありがとうございました。
それではただいま、〇〇委員が会長職務代理者に決定されましたので、白石町農業委員会選挙事務取扱規定第7条の規定により告知をいたします。
それでは、〇〇委員にご挨拶をお願いします。その場で結構です。

仮〇番 ただいま、推選をいただきました〇〇でございます。前と引き続きまして、皆さま方のご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、会長を補佐しながら、白石町農業の発展に、皆さんと共に進んでいければと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 これをもちまして、日程第3、農業委員会会長職務代理者の互選については終了いたします。ご協力ありがとうございました。

＝ 日程第4 ＝

議長 次に、日程第4「議席の決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議席の決定につきましては、白石町農業委員会会議規則第5条第1項の規定によりまして、抽選で決定することとなっております。

なお、当委員会では慣例的に議長と職務代理者は職務遂行上におきまして、議長席に近い方が助言等、都合が良いということで、通常は議長がここの議長席に座っていただきますので、1番の席は会長職務代理者の席に慣例として座っていただいております。よって、1番の番号を会長職務代理者、37番を会長の番号ということで、その2つを除く席について抽選を行っていただきたいと思ひます。よろし

くお願いいたします。

議長 ただいま説明がありましたとおり、議長の席を最終番号の 37 番、職務代理者の席を 1 番とし、他の委員の席については抽選により議席を決めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、そのように取り扱うことに決定をいたします。それでは、仮議席の席順により抽選棒を引いていただき、事務局に抽選の結果を報告させます。その間、暫時休憩いたします。

(仮議席順に抽選)

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。事務局より抽選の結果を報告させます。

事務局長 それでは、抽選の結果を報告いたします。仮議席 1 番の方から読み上げます。

(議席番号及び氏名、順次読み上げ)

以上で議席のご報告いたします。

議長 ただいま事務局より抽選の結果を報告されましたので、新しい議席に移動していただきますようお願いいたします。議席については、報告どおり決定いたします。

事務局長 抽選棒を持ったまま、席のほうに移動していただきたいと思います。

(議席の移動)

事務局長 新しい議席番号の入った名簿につきましては、出来上がり次第、お配りをいたしたいと思います。

議長 以上で、本日提案されました議事日程の全議案が終了いたしました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 午前 11 時 02 分

※閉会后事務連絡あり

- ①農業委員会事務局職員の紹介
- ②配布物の確認
- ③農業委員報酬等支払い明細
- ④農業委員報酬等の払込先について
- ⑤委員の会費徴収に関する事項（内規）
- ⑥農業委員及び事務局職員の慶弔に関する事項（内規）
- ⑦農業委員会の基礎知識
- ⑧事務連絡等
 - ・次回農業委員会総会開催のお知らせ
 - ・欠席、遅刻の連絡について
 - ・総会時の服装について
 - ・農業委員活動記録簿について
 - ・個人情報保護について
 - ・その他（担当地区割り、各委員の選出）

※集合写真撮影後散会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員